

令和7年度事業計画

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会

○事業方針	1
1. 福祉のこころをはぐくむ人づくり	
(1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進	2
No1 子ども・若者育成推進事業	2
No2 宇都宮市民福祉の祭典	2
(2) 福祉に関する人材の育成	2
No3 ボランティア・地域福祉活動担い手養成講座	2
No4 高校・大学等との連携によるボランティア活動の促進	3
No5 ボランティア入門講座（ぼらんていあ Saturday）	3
No6 サマーボランティアスクール	3
No7 災害福祉救援ボランティア養成講座	3
No8 傾聴ボランティア養成講座	4
No9 福祉共育サポーター養成講座	4
No10 各種奉仕員養成講座（手話、点訳、音訳）	4
(3) 福祉共育の推進とバリアのない社会づくり	5
No11 出前福祉共育講座	5
2. 共に支え合う地域づくり	6
(1) 地域住民の主体的な福祉活動の支援	6
No12 コミュニティワーク（地域支援）の強化	6
No13 地区社会福祉協議会における活動活性化の支援	6
No14 福祉協力員活動の充実	7
No15 ふれあい・いきいきサロン事業	7
(2) 気軽に参加・参画できる福祉活動の充実	8
No16 赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金運動	8
No17 善意銀行	8
No18 宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業	9
(3) 共に支え合う地域ネットワークづくり	9
No19 災害時における支援力強化のための連携体制の構築	9
No20 危機管理対応力の強化	9
No21 安心・安全情報キット配付事業	10
3. 安心して暮らせる福祉の基盤づくり	10
(1) 身近な福祉課題に関する相談支援体制の充実	10
No22 日常生活自立支援事業（あすてらす）	10
No23 法人後見事業	11
No24 宇都宮市成年後見支援センター	11
No25 生活困窮者自立相談支援事業	12
No26 心配ごと・悩みごと相談センター（総合相談センター）	13
(2) 将来を見据えた地域における福祉基盤づくりの支援	14
No27 地区福祉のまちづくり計画の策定	14
No28 社会福祉法人等のつながりを促進するネットワークの構築	14

(3) デジタル等を活用した分かりやすい情報提供	14
No29 多様な媒体の活用による地域福祉情報の発信	14
4. ボランティアセンターの運営	15
No30 ボランティアセンターの運営	15
5. 在宅福祉サービス事業	15
No31 福祉理美容出張費補助サービス事業	15
No32 ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業	15
No33 ファミリーケアサービス事業	16
6. 自主財源の確保	16
No34 社会福祉協議会会員制度の充実	16
No35 ぎんなん基金の運用	16
7. 介護保険事業	17
No36 訪問介護事業、第1号訪問事業	17
No37 居宅介護支援事業	17
No38 地域密着型通所介護事業、第1号通所事業	17
No39 地域包括支援センター（御本丸、上河内）	18
8. 障がい福祉サービス事業	19
No40 居宅介護、生活介護	19
No41 指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所	19
9. 指定管理事業	20
No42 総合福祉センターの管理・経営（市、河内）	20
No43 老人福祉センターの管理・経営 （ことぶき、ふれあい、やすらぎ、すこやか、上河内）	20
No44 地域活動支援センターの管理・経営 （障がい者福祉センター、雀の宮、若草）	21
10. 受託事業	21
(1) 市受託事業	21
No45 宇都宮市意思疎通支援事業（要約筆記者派遣事業）	21
(2) 栃木県社会福祉協議会受託事業	22
No46 生活福祉資金貸付事業	22
No47 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援	22
11. 事務局等	23
No48 日本赤十字社栃木県支部宇都宮市地区	23
No49 宇都宮市支え合い協議会（市と共同）	23
No50 宇都宮市老人クラブ連合会の活動支援	23

～事業方針～

団塊の世代の全ての人が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025（令和 7）年を迎え、「社会保障費の増大」、「医療・介護の需要増加」、「労働力不足の深刻化」などの社会問題がクローズアップされています。

地域においては、地域福祉活動の担い手不足、不登校の児童生徒の増加、経済的・社会的な困窮者の増加、ヤングケアラー問題など、多岐にわたる地域生活課題が生じています。

さらに、15 年後の 2040 年には、65 歳以上の高齢者人口がピークを迎える一方、現役世代の著しい減少によって、全産業における人手不足、社会保障費のさらなる増大など、顕在化している社会問題が益々、深刻化すると危惧されています。

こうした状況の中、本会では、福祉施策の新たな動向や地域の実情を踏まえ、地域福祉を推進するための具体的な取組みの指針として、「第 5 次地域福祉活動計画」を策定しているところです。

令和 7 年度も、同計画に基づき、『共に支え合い助け合う“向こう三軒両隣”の地域共生社会』の実現を目指し、3つの基本目標のもと、地区社会福祉協議会や宇都宮市をはじめ、自治会、関係機関・団体等との連携を密にし、本会の有する機能と役割を最大限に発揮し、地域福祉の推進に努めてまいります。

～第 5 次宇都宮市地域福祉活動計画の推進～

共に支え合い助け合う“向こう三軒両隣”の地域共生社会の実現を目指し、第 5 次宇都宮市地域福祉活動計画を推進する。

〔基本目標〕

1. 福祉のこころをはぐくむ人づくり

- (1)福祉の心の醸成と交流活動の促進
- (2)福祉に関する人材の育成
- (3)福祉共育の推進とバリアのない社会づくり

2. 共に支え合う地域づくり

- (1)地域住民の主体的な福祉活動への支援。
- (2)気軽に参加・参画できる福祉活動の充実
- (3)共に支え合う地域ネットワークづくり

3. 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

- (1)身近な福祉課題に関する相談支援体制の充実
- (2)将来を見据えた地域における福祉基盤づくりの支援
- (3)デジタル等を活用した分かりやすい情報提供

1. 福祉のこころをはぐくむ人づくり

(1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進

事業名	子ども・若者育成推進事業	No 1
事業内容	生きづらさを抱える若者等が、様々な人との出会いや活動によって自分の個性を生かし、前向きな気持ちで生活できるよう体験活動の場を提供する。	
取組み	(対象) 不登校の子どもや引きこもりの若者等 (内容) 体験型による支援プログラムの提供 保護者への情報共有や SNS 等による情報発信	

事業名	宇都宮市民福祉の祭典	No 2
事業内容	市民相互の交流や福祉に対する理解を深める場とするため、市民やボランティアが主体となる宇都宮市民福祉の祭典の開催を支援する。	
取組み	(主催) 宇都宮市民福祉の祭典実行委員会 ・宇都宮ボランティア協会、宇都宮市社会福祉協議会、宇都宮市など10団体 (内容) 実行委員会において検討・協議 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">【参考】令和6年度の内容 福祉書道展・絵画展、福祉バザー、各種福祉体験、ボランティアグループによる模擬店 など</div>	

(2) 福祉に関する人材の育成

事業名	ボランティア・地域福祉活動担い手養成講座	No 3
事業内容	地域福祉活動の担い手となる多様かつ全世代のボランティアを育むため、養成講座を開催する。	
取組み	(対象) 市民 (内容) 講義、グループワークなど	

事業名	高校・大学等との連携によるボランティア活動の促進	No 4
事業内容	学生等が地域とつながる機会や、地域について考える場を提供してボランティア活動を促進し、課題解決に取り組む実践者や地域づくりの担い手を養成する。	
取組み	(対象) 高校・大学等のボランティア担当教職員 (内容) 情報交換の場づくり (対象) 高校生や大学生など (内容) 同世代のボランティア活動実践者の話を聞く場づくり 地域を良くするための話し合いの場づくり	

事業名	ボランティア入門講座（ぼらんていあ Saturday）	No 5
事業内容	親子や社会人などが参加しやすい土曜日に開催し、ボランティア活動参加の”きっかけ”をつくる。	
取組み	(対象) 市民 (内容) 講義、福祉体験 [聴覚障がいを学ぼう、視覚障がいを学ぼう] [発達障がいを学ぼう、精神障がいを学ぼう]	

事業名	サマーボランティアスクール	No 6
事業内容	若い世代のボランティア活動のきっかけをつくり、身近な地域におけるボランティア活動の推進を図るため、夏休みの期間中に講座を開催する。	
取組み	(対象) 高校生、大学生、専門学校生 (内容) 講義 福祉体験（ボランティア活動を通じた地域福祉活動）	

事業名	災害福祉救援ボランティア養成講座	No 7
事業内容	減災意識の向上と減災活動の実践につなげるとともに、災害時に活動するボランティアを養成する。	
取組み	(対象) 市民 (内容) 講義 身体、聴覚、視覚障がいの理解 実技、ロールプレイ など	

事業名	傾聴ボランティア養成講座	No 8
事業内容	高齢者が抱える不安や孤独に耳を傾け、孤独感を解消するための傾聴活動に必要な技能や資質を学ぶため、傾聴ボランティアを養成する。	
取組み	(対象) 市民 (内容) 講義 (認知症の理解、傾聴の基本 など) 模擬演習 施設実習 など	

事業名	福祉共育サポーター養成講座	No 9
事業内容	出前福祉共育講座をより効果的に展開するため、福祉共育サポーターを養成する。	
取組み	(対象) 市民 (内容) 講義 (社協が実践する福祉共育 など) 福祉体験 (車いす介助体験 など)	

事業名	各種奉仕員養成講座 (手話、点訳、音訳)【市受託事業】	No10
事業内容	障がい者の社会生活を支援するため、「手話」「点訳」「音訳」奉仕員を養成する。	
取組み	(対象) 市民 (内容) 手話奉仕員養成講座：令和 7 年 5 月～令和 8 年 3 月 点訳奉仕員養成講座：令和 7 年 5 月～令和 8 年 3 月 音訳奉仕員養成講座：令和 7 年 5 月～令和 8 年 2 月	



▲サマーボランティアスクール



▲傾聴ボランティア養成講座

(3) 福祉共育の推進とバリアのない社会づくり

事業名	出前福祉共育講座	No11
事業内容	全ての世代の福祉のこころを育むため、障がい当事者団体やボランティアの協力を得て、障がいの理解による他者理解を基本とした出前福祉共育講座を開催する。	
取組み	(対象) 市民、企業、地域団体など (内容) 手話体験、アイマスク体験、点字体験、盲導犬育成講話 車いす介助体験、ボランティア講話 など	



▲手話体験



▲点字体験



▲盲導犬体験・育成講話

2. 共に支え合う地域づくり

(1) 地域住民の主体的な福祉活動への支援

事業名	コミュニティワーク（地域支援）の強化	No12
事業内容	住民主体の地域福祉活動が地域の特性を生かしながら円滑に展開されるよう、コミュニティワーク（地域支援）を強化する。	
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地区カルテの活用・更新 ・地区の情報収集や活動支援（地区の会議等への参加） ・専門研修等への参加（職員の資質向上） など 	

事業名	地区社会福祉協議会における活動活性化の支援	No13
事業内容	地区社会福祉協議会が実施する地域福祉事業の推進を支援し、活性化を図る。	
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会会長研修 （期日）令和7年12月頃 （内容）講話、事例発表 など ○地区の地域福祉事業への助成（ぎんなん基金助成事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者ふれあい会食助成事業 } 1事業まで選択可能 ・地区見守り活動助成事業 ・地区福祉情報発信助成事業 ・地区住民交流助成事業 ・地域共生社会推進事業 ・地区福祉のまちづくり計画助成事業 } 3事業まで選択可能 ・地区子ども・若者育成助成事業 ・地区防災・減災活動助成事業 ○地区敬老会の開催助成 ○地区社会福祉協議会と地区関係団体のネットワーク強化の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロンや福祉協力員活動の支援など ○地域の状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会が開催する会議や事業等への参加 ○地区内の関係機関との連携調整、アドバイス等による支援 など 	

事業名	福祉協力員活動の充実	No14
事業内容	自治会や地区社会福祉協議会と連携し、身近な地域の様々な福祉活動を推進する福祉協力員活動の充実強化を図る。	
取組み	<p>○福祉協力員研修の実施 (期日) 令和7年7月頃 (内容) 講話及び事例発表 など</p> <p>○地区別研修の開催支援</p> <p>○福祉協力員表彰式の実施 (期日) 令和7年10月1日(水) (場所) 宇都宮市文化会館・小ホール (表彰区分) 30年表彰、20年表彰、10年表彰</p>	

事業名	ふれあい・いきいきサロン事業	No15
事業内容	ふれあいを通して仲間づくりや生きがいつくりの輪を広げ、参加者の悩みや不安の解消を図るため、身近な地域の居場所である「ふれあい・いきいきサロン」を推進する。	
取組み	<p>○ふれあい・いきいきサロンの推進 (運営費等の助成) 運営費、健康増進器具の購入費(1回限り)を助成</p> <p>○ふれあい・いきいきサロン連絡会研修会の実施 (期日) 令和7年11月頃 (内容) 講話または実技、情報交換など (対象) サロン運営スタッフ(福祉協力員、民生委員など)</p>	



▲福祉協力員研修



▲ふれあい・いきいきサロン

(2) 気軽に参加・参画できる福祉活動の充実

事業名	赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金		No16		
事業内容	市民協働の支え合い・助け合い活動として、市民の募金運動への参加を促進し、地域福祉の推進を図る。				
取組み	○赤い羽根共同募金運動(運動期間:令和7年10月~令和8年3月) (推進方法) 市内各世帯、企業、学校などへの依頼 街頭募金 など (配分事業)				
	県域配分 (A配分)	栃木県共同募金会を通じて、栃木県内の社会福祉施設や福祉団体に配分			
	市域配分 (B配分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン運営助成 ・宇都宮市民福祉の祭典の開催助成 ・市社協だよりの発行助成 など 			
	○歳末たすけあい募金運動(運動期間:令和7年10月~12月) (推進方法) 市内各世帯への依頼 (配分事業)				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・通所の障がい施設 ・障がい当事者団体 ・地区社会福祉協議会 ・地区社会福祉協議会が実施する地域福祉活動に配分 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: middle;">} が実施する交流事業等</td> </tr> </table>			<ul style="list-style-type: none"> ・通所の障がい施設 ・障がい当事者団体 ・地区社会福祉協議会 ・地区社会福祉協議会が実施する地域福祉活動に配分 	} が実施する交流事業等
<ul style="list-style-type: none"> ・通所の障がい施設 ・障がい当事者団体 ・地区社会福祉協議会 ・地区社会福祉協議会が実施する地域福祉活動に配分 	} が実施する交流事業等				

事業名	善意銀行	No17
事業内容	市民等から預託された善意の金銭や物品を、必要としている方々や福祉施設・事業所等に配付する。	
取組み	○預託(寄附金品の受付) 金銭、収集物品(使用済み切手、プルタブなど)、車いす、衣類(新品に限る) など	
	○払い出し ・寄附者の希望する施設等に払い出し	
	○宮っこの居場所への支援(宇都宮市と連携) ・金銭的な支援の窓口として寄附の受入れ、払い出しを行う。	

事業名	高齢者等地域活動支援ポイント事業【市受託事業】	No18
事業内容	高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する事業の管理運営機関として、円滑かつ適正に事業を展開する。	
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○活動登録の相談受付 ○ポイントの交換 など <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用券、図書カード、ボランティア団体への寄附 介護保険料の納付 など 	

(3) 共に支え合う地域ネットワークづくり

事業名	災害時における支援力強化のための連携体制の構築	No19
事業内容	災害時における被災住民の迅速かつ重層的な支援を行うため、宇都宮市や市内ボランティアグループ・NPO 法人等との3者による連携支援体制を構築する。	
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○宇都宮災害支援団体ネットワーク連絡会の開催 (期日) 令和7年8月頃 (参加機関等) 宇都宮市、宇都宮ボランティア協会 宇都宮青年会議所、宇都宮大学、 とちぎユースサポーターズネットワーク など ○災害時支援協定の締結に向けた意見交換等 	

事業名	危機管理対応力の強化	No20
事業内容	市内に自然災害等による甚大な被害が発生した場合の迅速な対応と事業の継続を図るため、危機管理対応力を強化する。	
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○事業継続計画（BCP 計画）に基づいた訓練の実施 (期日) 令和7年8月頃 ○事業継続計画の定期的な見直し ○災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル様式の見直し ○宇都宮市防災訓練への参加（栃木県総合防災訓練と合同開催） (期日) 令和7年9月頃 	

事業名	安心・安全情報キット配付事業	No21
事業内容	救急時における迅速な対応と見守り活動を促進するため、本人情報が即座に確認できるキットを、地区社会福祉協議会や関係団体の協力のもと配付する。	
取組み	<p>○希望者への新規配布 （対象者）65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯障がい者 など</p> <p>○情報シートの定期的な更新の促進</p> <p>○警察、消防、地域包括支援センター等への周知・広報 など</p>	

3. 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

(1) 身近な福祉課題に関する相談支援体制の充実

事業名	日常生活自立支援事業（あすてらす） 【栃木県社協受託事業】	No22
事業内容	本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を行う。	
取組み	<p>○利用対象者 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方で、日常生活での福祉サービスの利用や金銭管理がうまくできない者</p> <p>○サービス内容 （福祉サービスの利用援助） ・福祉サービス利用に関する情報提供・相談 ・福祉サービスの適切な利用のための援助 など</p> <p>（金銭管理サービス） ・年金及び福祉手当等の受領確認 ・支払い代行（福祉サービス利用料、医療費、公共料金など）</p> <p>（日常生活に必要な預貯金の出し入れ代行）</p> <p>（書類等預かりサービス） ・預貯金通帳 ・印鑑 ・証書（年金証書、保険証書、不動産権利証書など）</p>	

事業名	法人後見事業	No23
事業内容	法人として成年後見人等となり、財産管理及び身上保護を行う。	
取組み	<p>○利用対象者 認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分なため意思決定が困難な者</p> <p>○サービス内容 成年後見制度に基づき、法人として成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を受任し、利用者の財産管理および身上保護を行う。</p>	

事業名	宇都宮市成年後見支援センター【市受託事業】	No24
事業内容	法律・福祉等の関係機関と連携し、成年後見制度の相談から具体的支援につなげ、成年後見制度の利用促進を図る。	
取組み	<p>○利用対象者 認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分なため権利擁護支援が必要な者</p> <p>○広報 ・ホームページやパンフレット等による普及啓発 ・市民、支援者向けの講演会、研修会等の実施 ・各種研修会や会議等での制度説明</p> <p>○相談 ・一次相談機関への後方支援 ・専門職（弁護士、司法書士）による成年後見相談会の開催 ・成年後見制度に関する一般相談</p> <p>○支援方針の検討、利用促進 ・ケース検討定例会議、チーム支援会議の開催 ・日常生活自立支援事業利用者から成年後見制度への移行サポート ・地域連携ネットワークの運営 ・関係機関の協働による地域連携ネットワーク協議会を市と協働運営</p>	

事業名	生活困窮者自立相談支援事業【市受託事業】	No25				
事業内容	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対し、自立に向けた相談支援を行う。					
取組み	<p>○自立相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 					
	<p>○住居確保給付金の申請受付（受付のみ）</p>					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 560 874 598">対象者</th> <th data-bbox="874 560 1364 598">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 598 874 768">離職や廃業から2年以内または休業等により収入が減少し住居を失った者、または失う恐れの高い者</td> <td data-bbox="874 598 1364 768">一定期間、家賃の一部を補助する。（就職に向けた活動を行うことが条件）</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	内容	離職や廃業から2年以内または休業等により収入が減少し住居を失った者、または失う恐れの高い者	一定期間、家賃の一部を補助する。（就職に向けた活動を行うことが条件）	
	対象者	内容				
	離職や廃業から2年以内または休業等により収入が減少し住居を失った者、または失う恐れの高い者	一定期間、家賃の一部を補助する。（就職に向けた活動を行うことが条件）				
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 768 874 920">収入が著しく減少したことで家賃負担等が家計を圧迫し、生計維持が困難になる恐れのある者</td> <td data-bbox="874 768 1364 920">家賃の低廉な住宅へ転居するために必要な初期費用を補助する。</td> </tr> </tbody> </table>	収入が著しく減少したことで家賃負担等が家計を圧迫し、生計維持が困難になる恐れのある者	家賃の低廉な住宅へ転居するために必要な初期費用を補助する。			
	収入が著しく減少したことで家賃負担等が家計を圧迫し、生計維持が困難になる恐れのある者	家賃の低廉な住宅へ転居するために必要な初期費用を補助する。				
	<p>○就労準備支援事業（受付のみ）</p>					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1037 874 1075">対象者</th> <th data-bbox="874 1037 1364 1075">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1075 874 1267">社会との関わりに不安がある、他人とのコミュニケーションがうまく取れないなど、直ちに就労が困難な者</td> <td data-bbox="874 1075 1364 1267">6か月から1年の間、一般就労に向けた就労支援や、就労機会の提供を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	内容	社会との関わりに不安がある、他人とのコミュニケーションがうまく取れないなど、直ちに就労が困難な者	6か月から1年の間、一般就労に向けた就労支援や、就労機会の提供を行う。	
	対象者	内容				
社会との関わりに不安がある、他人とのコミュニケーションがうまく取れないなど、直ちに就労が困難な者	6か月から1年の間、一般就労に向けた就労支援や、就労機会の提供を行う。					
<p>○認定就労訓練事業（受付のみ）</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1384 874 1422">対象者</th> <th data-bbox="874 1384 1364 1422">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1422 874 1570">様々な理由により一般就労が難しい者</td> <td data-bbox="874 1422 1364 1570">支援付きの就労の場を提供して、一般就労に向けた訓練を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	内容	様々な理由により一般就労が難しい者	支援付きの就労の場を提供して、一般就労に向けた訓練を実施する。		
対象者	内容					
様々な理由により一般就労が難しい者	支援付きの就労の場を提供して、一般就労に向けた訓練を実施する。					
<p>○子どもの学習・生活支援事業（受付のみ）</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1686 874 1724">対象者</th> <th data-bbox="874 1686 1364 1724">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1724 874 1872">生活困窮世帯の中学生と高校生</td> <td data-bbox="874 1724 1364 1872">個々の学力に合わせた学習支援（通信添削含む）や高校進学等に関する進路相談を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	内容	生活困窮世帯の中学生と高校生	個々の学力に合わせた学習支援（通信添削含む）や高校進学等に関する進路相談を行う。		
対象者	内容					
生活困窮世帯の中学生と高校生	個々の学力に合わせた学習支援（通信添削含む）や高校進学等に関する進路相談を行う。					
<p>※生活困窮世帯で利用を希望する世帯の申請・決定のみ実施</p>						

取組み	○家計改善支援事業	
	対象者	内容
	家計に問題を抱える者	家計の見直しやアドバイスなど、問題の解決方法を一緒に考え、生活再建の支援を行う。
	○住まいの総合相談窓口	
	対象者	内容
	住まいに問題を抱える者	安心して生活できる住宅を確保するため、関係機関と連携して支援する。

事業名	心配ごと・悩みごと相談センター (総合相談センター)	No26
事業内容	住民が抱える各種の問題について広く相談に応じ、適切な助言指導を行うとともに、各相談機関との連携を図る。	
取組み	<p>○心配ごとや悩みごとの相談 月～金曜日</p> <p>○巡回相談（毎月各1回） 第1火曜日：河内総合福祉センター 第1木曜日：ことぶき会館 第2木曜日：ふれあい荘 第3木曜日：やすらぎ荘 第4木曜日：すこやか荘</p> <p>○特別相談（毎月各1回） 第3火曜日：弁護士の法律相談 第3水曜日：知的障がい者の生活相談 第3木曜日：更生や犯罪予防に関する相談 第3金曜日：こころの悩み相談</p>	

(2) 将来を見据えた地域における福祉基盤づくりの支援

事業名	地区福祉のまちづくり計画の策定	No27
事業内容	地区の実状に沿った地域福祉推進の指針となる、地区福祉のまちづくり計画の策定を支援する。	
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○未策定地区 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の出席等による策定の支援 ○策定済み地区 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進と進行管理の支援 ・次期計画の策定に向けた課題の検証と整理 	

事業名	社会福祉法人等のつながりを促進するネットワークの構築	No28
事業内容	社会福祉法人等の専門性や強みを生かし、地域共生社会の実現に資する取組みを創出するため、社会福祉法人等によるネットワークの構築を図る。	
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等への調査 ・地区ごとのネットワークづくりの支援 など 	

(3) デジタル等を活用した分かりやすい情報提供

事業名	多様な媒体の活用による地域福祉情報の発信	No29
事業内容	多様な媒体を活用して福祉情報を広く発信し、市民の地域福祉事業（活動）への参画・参加を促進する。	
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ、SNSによる情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する情報や社協事業 ・ボランティア情報 など ○ホームページのリニューアルに向けた調査・研究 ○広報紙「社協だより」の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・年4回（令和7年4月、7月、10月、令和8年2月） ○指定管理施設の活用 （総合福祉センター、老人福祉センター、地域活動支援センター） <ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと・悩みごと相談センター巡回相談 ・各種福祉講座、講習会 ・車いす貸出情報 など 	

4. ボランティアセンターの運営

事業名	ボランティアセンターの運営	No30
事業内容	市民の社会福祉に関する理解と関心を深めるとともに、近隣の住民同士が助け合うことを基本としたボランティア活動の推進を図る。	
取組み	<p>○ボランティアの相談・登録・調整</p> <p>○ボランティア団体の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動機材、ボランティアルーム、ロッカーの貸出 ・対面朗読サービスの実施 <p>○福祉機器（車いす）貸出事業</p> <p>（貸出期間）原則として3か月以内</p> <p>（利用料）無料</p> <p>（貸出窓口）市内9か所</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>ボランティアセンター、河内総合福祉センター ことぶき会館、ふれあい荘、やすらぎ荘、すこやか荘 上河内、雀の宮作業所、若草作業所</p> </div> <p>○宇都宮ボランティア協会の活動支援</p>	

5. 在宅福祉サービス事業

事業名	福祉理美容出張費補助サービス事業	No31
事業内容	訪問理美容出張サービスの出張費補助券を提供することで、在宅福祉の充実と向上を図る。	
取組み	<p>（対象者）理美容店に出向いて利用することが困難な65才以上の在宅の高齢者（要介護3～5）で理美容を希望する者</p> <p>（内容）理・美容師が自宅に出張する際にかかる出張費補助券を、1人につき最大6枚発行する。</p>	

事業名	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業	No32
事業内容	乳酸菌飲料を配達することで、安否確認を行う。	
取組み	<p>（対象者）おおむね70歳以上の高齢者で、近隣に近親者がいない者</p> <p>（内容）定期的に乳酸菌飲料（ヤクルト）を配達し、安否確認と孤独感の解消を図る。</p>	

事業名	ファミリーケアサービス事業	No33
事業内容	日常生活を営むうえで支援が必要な者(利用会員)に対し、協力会員が有償で家事援助などのサービスを提供する。	
取組み	(対象者) 支援が必要な高齢者や障がい者 など (内容) 掃除、食事の準備、洗濯、買い物、外出時の付き添い など	

6. 自主財源の確保

事業名	社会福祉協議会会員制度の充実	No34
事業内容	市社協の理念や活動に賛同し、地域福祉の推進を財政的に支援していただける市民や企業・団体などの会員の充実を図る。	
取組み	(推進期間) 令和7年5月～令和8年3月 (会費種別) 普通会費：市内各世帯 特別会費：市内各世帯、団体等 団体会費：市内社会福祉施設、団体等 賛助会費：企業、事業所、個人等	

事業名	ぎんなん基金の運用	No35
事業内容	社会福祉を振興するための財源として、ぎんなん基金の安全確実な管理と効果的運用を図る。	
取組み	(基金の運用) 有価証券の購入、定期預金への積立 など (寄附金増額の取組み) 寄附協力の広報・啓発 ・社協だより、ホームページ、SNS、 啓発用チラシの配布 など 募金箱の設置 ・市内スーパー、銀行など	

7. 介護保険事業

事業名	訪問介護事業、第1号訪問事業	No36
事業内容	要支援者及び要介護者の心身の特性を踏まえて、居宅において入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。	
取組み	訪問介護員を派遣し、身体介護や生活援助サービスを提供する。 (営業日) 月～金曜日 ※国民の祝日及び12/29～1/3までを除く。 (営業時間) 8:30～17:15 (サービス提供日時) 日～土曜日の7:00～21:00	

事業名	居宅介護支援事業	No37
事業内容	居宅介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、その計画に基づく介護サービスが適正かつ円滑に提供されるよう進行を管理する。	
取組み	介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護サービス計画(ケアプラン)の作成や計画の見直し(モニタリング)を行う。 (営業日) 月～金曜日 ※国民の祝日・休日及び12/29～1/3を除く (営業時間) 8:30～17:15	

事業名	地域密着型通所介護事業、第1号通所事業	No38
事業内容	施設において日帰りで必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。	
取組み	食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで提供する。 (営業日) 月～土曜日 ※国民の祝日・休日及び12/29～1/3を除く (営業時間) 9:30～16:00 (相談援助業務) 8:30～17:15	

事業名	地域包括支援センター（御本丸、上河内）		No39
事業内容	地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助等を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進、介護予防の推進等を包括的に支援する。		
取組み			
		地域包括支援センター 御本丸	上河内 地域包括支援センター
	担当地区	中央地区、築瀬地区、 城東地区	上河内地区
	運営業務	<p>○包括的支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 <p>○重層的支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的相談支援事業(保健と福祉のまるごと相談窓口「エール U」) <p>○その他の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進業務 ・地域での介護予防活動への支援 ・地域福祉推進事業 ・認知症初期集中支援推進事業 	
その他の業務	<p>○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント業務 ・地域ケア会議等開催業務 ・介護予防教室参加者支援業務 ・地域介護予防活動支援業務 ・家族介護教室開催業務 ・ひとり暮らし高齢者等安否確認業務 ・重層的支援体制における支援調整・会議参加業務 ・アウトリーチ等による継続的支援業務 		

8. 障がい福祉サービス事業

事業名	居宅介護、生活介護		No40
事業内容	入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。		
取組み	「居宅介護（ホームヘルプサービス）」や「生活介護（デイサービス）」を提供する。		
	居宅介護	（営業日）月～金曜日 ※国民の祝日・休日、12/29～1/3を除く。 （営業時間）8：30～17：15 （サービス提供日時）日～土曜日の7：00～21：00	
	生活介護	（営業日）月～金曜日 ※国民の祝日・休日、12/29～1/3を除く。 （営業時間）8：30～17：15 （サービス提供日時）月～土曜日の9：00～17：00	

事業名	指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所		No41
事業内容	サービス等利用計画などについての相談及び作成などの支援が必要と認められる障がい者（児）にケアマネジメントを行い支援する。		
取組み	サービスなどの利用計画・障害児利用支援計画の作成や計画の見直し（モニタリング）を行う。		
	（営業日）月～金曜日 ※国民の祝日・休日、12/29～1/3を除く。 （営業時間）8：30～17：15		

9. 指定管理事業

事業名	総合福祉センターの管理・経営（市、河内）		No42
事業内容	児童、障がい者及び高齢者などの福祉の増進並びに市民の活動による地域福祉の推進を図るための施設として、福祉に関する社会奉仕活動の推進や社会福祉団体の育成、団体の活動の場を提供する。		
取組み		市総合福祉センター	河内総合福祉センター
	開館日	月～日曜日	火～日曜日
	開館時間	9：00～21：00	○大会議室、研修室、展望風呂、大広間 (4月～9月) 9：30～17：30 (10月～3) 9：30～16：30 ○中会議室 9：30～21：00
	休館日	年末年始 (12/29～1/3)	月曜日・国民の祝日・ 年末年始 (12/27～1/4)
	業務内容	ボランティアグループ等への会議室・研修室の貸出、福祉情報の提供	

事業名	老人福祉センターの管理・経営 (ことぶき、ふれあい、やすらぎ、すこやか、上河内)					No43	
事業内容	高齢者が健康で明るい生活を営むために必要な各種相談や健康の維持増進、教養の向上及びレクリエーションなどの便宜を総合的に図る。						
取組み		ことぶき会館	ふれあい荘	やすらぎ荘	すこやか荘	上河内	
	開館時間	9：30～16：00					9：00 ～ 16：00
	休館日	月曜日、 祝日、 年末年始	日曜日、 祝日の 翌日、 年末年始	水曜日、 祝日 (水曜の 場合は 翌日) 年末年始	日曜日、 祝日の 翌日、 年末年始	土、日、 祝日 年末年始	
	業務内容	○健康に暮らすために ・健康相談 ・生活相談 ・講習会 ○生きがいづくり ・教養講座 ・部屋の貸出 ・発表会、展示会等の開催 ・地域団体、学校等との地域交流事業					

事業名	地域活動支援センターの管理・経営 (障がい者福祉センター、雀の宮、若草)			No44
事業内容	障がいがある方々に対して生産活動等の機会や憩いの場を提供するとともに、日常生活訓練や社会適応訓練など社会との交流を促進する事業を実施し、利用される方々の地域生活支援の促進を図る。			
取組み		障がい者福祉センター	雀の宮作業所	若草作業所
	開所日	月～金曜日		
	開館時間	8:30～17:15		
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座事業 ・ 地域活動支援センター事業 ・ 市文化祭への参加 ・ 地域団体等との交流事業 ・ 実習生やボランティアの受入 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易作業の受注 ・ 社会参加促進事業 ・ 講座等の開催 など 	

10. 受託事業

(1) 市受託事業

事業名	宇都宮市意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣事業)	No45
事業内容	日常生活を営む上でコミュニケーションを必要とするときに、要約筆記者を派遣し、社会参加を円滑にする。	
取組み	(対象者) 聴覚障がい者 など (内 容) 情報保障のための要約筆記者の派遣	

(以下、再掲事業)

事業名	掲載ページ
・ 各種奉仕員養成講座 (手話、点訳、音訳)	4P
・ 宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業	9P
・ 宇都宮市成年後見支援センター	11P
・ 生活困窮者自立相談支援事業	12P
・ 地域包括支援センター (御本丸、上河内)	18P

(2) 栃木県社会福祉協議会受託事業

事業名	生活福祉資金貸付事業	No46
事業内容	低所得者世帯や障がい者、高齢者世帯等に対して、資金の貸付申請と必要な相談支援を行い、世帯の生活の安定と経済的自立を図る。	
取組み	<p>○生活福祉資金の借受相談、申請受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金 ・福祉資金（福祉費） ・福祉資金（緊急小口）、 ・教育支援資金 ・不動産担保型生活資金 <p>○臨時特例つなぎ資金の借受相談、申請受付</p>	

事業名	緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援	No47
事業内容	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金特例貸付で、償還免除の承認を受けた方や償還が困難である方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対しフォローアップ支援を行う。	
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・償還免除になった借受人へのフォローアップ支援 ・全額滞納者に対するフォローアップ支援 ・償還免除に至らないものの償還が困難な借受人へのフォローアップ支援 	

(以下、再掲事業)

事業名	掲載ページ
・日常生活自立支援事業（あすてらす）	10P

11. 事務局等

事業名	日本赤十字社栃木県支部宇都宮市地区	No48
事業内容	日本赤十字社栃木県支部宇都宮市地区として、日本赤十字社の活動を推進する。	
取組み	<p>○日赤活動資金（社資）の募集 （推進期間）令和7年7月～令和8年3月 （推進方法）社資（会費、寄附金） 市内各世帯へ依頼</p> <p>○栃木県支部と連携して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救援物資の配付（布団・毛布・緊急セット） ・災害弔慰金の支給 ・国内外の義援金・救援金の実施 	

事業名	宇都宮市支え合い協議会（市と共同）	No49
事業内容	行政及び事業者が協働、共創しながら、地域の支え合い活動を支援することにより、誰もが住み慣れた地域で絆を深めながら共に支え合う地域共生社会を実現することを目的とした活動を支援する。	
取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い活動の促進及び支援 ・関係団体等の連絡調整及び情報交換 ・心のバリアフリーの推進 	

事業名	宇都宮市老人クラブ連合会の活動支援	No50
事業内容	市老人クラブ連合会組織の充実強化と事業の実施を支援する。	
取組み	<p>○健康活動、友愛活動、奉仕活動の支援</p> <p>○市老人クラブ連合会活動への助成（ぎんなん基金助成事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉活動助成事業 	